

## 彦根市廃棄物の処理および清掃に関する条例の一部改正(素案)

### 【趣旨】

地方分権改革推進の一環として公布されました「地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律」において「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」の一部改正が行われ、市が設置する一般廃棄物処理施設における技術管理者の資格については、条例で定めることとなりました。

このことを受けまして、本市では、「彦根市廃棄物の処理および清掃に関する条例」で技術管理者の資格基準を新たに定めることとしました。

### 【改正内容および改正理由】

従来、「彦根市廃棄物の処理および清掃に関する条例」では、本市の一般廃棄物処理施設における技術管理者の資格については規定していませんでしたが、この度の廃棄物の処理及び清掃に関する法律の一部改正により、市の条例で技術管理者の資格基準を定めることとなりました。

改正された廃棄物の処理及び清掃に関する法律の市の一般廃棄物処理施設に置く技術管理者の資格の規定は、環境省令で定める資格基準を参酌して条例で定めることとなっています。一般廃棄物処理施設の技術管理者は一般廃棄物処理施設の維持管理に関する技術上の業務を担当し、維持管理する事務に従事する他の職員を監督する職務であり、資格基準については、この職務を遂行するための知識および技能を有する者でなければならないものであり、環境省令では厳格に資格基準を定めていることから、本市においても環境省令で定める資格基準と同様とすることが適切であるとの考えから、今回、条例改正にあたっては、環境省令の資格基準を準用することとしました。

なお、下記の事項においては、該当者の年齢から、本市の条例における基準にそぐわないと判断されることから、削除することとします。

### 記

- ・旧大学令(大正 7 年年勅令第 388 号)に基づく大学の理学、薬学、工学または農学の課程において土木工学または化学工学に関する科目を修めて卒業した後、2 年以上廃棄物の処理に関する技術上の実務に従事した経験を有する者

(廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則第 8 条の 17 第 2 号口中)

- ・旧大学令(大正 7 年年勅令第 388 号)に基づく大学の理学、薬学、工学、農学またはこれらに相当する課程において土木工学または化学工学に関する科目以外の科目を修めて卒業した後、3 年以上廃棄物の処理に関する技術上の実務に従事した経験を有する者

(廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則第 8 条の 17 第 2 号八中)

- ・旧専門学校令(明治 36 年勅令第 61 号)に基づく専門学校の理学、薬学、工学、農学またはこれらに相当する課程において土木工学または化学工学に関する科目を修めて卒業した後、4 年以上廃棄物の処理に関する技術上の実務に従事した経験を有する者  
(廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則第 8 条の 17 第 2 号二中)
- ・旧専門学校令(明治 36 年勅令第 61 号)に基づく専門学校の理学、薬学、工学、農学またはこれらに相当する課程において土木工学または化学工学に関する科目以外の科目を修めて卒業した後、5 年以上廃棄物の処理に関する技術上の実務に従事した経験を有する者  
(廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則第 8 条の 17 第 2 号ホ中)
- ・旧中等学校令(昭和 18 年勅令第 36 号)に基づく中等学校において土木科、化学科またはこれらに相当する学科を修めて卒業した後、6 年以上廃棄物の処理に関する技術上の実務に従事した経験を有する者  
(廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則第 8 条の 17 第 2 号ヘ中)
- ・旧中等学校令に基づく中等学校において理学、工学、農学に関する科目またはこれらに相当する科目を修めて卒業した後、7 年以上廃棄物の処理に関する技術上の実務に従事した経験を有する者  
(廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則第 8 条の 17 第 2 号ト中)